

阿南市自立支援ケア会議の手引き



1. 概要

目的	「要支援者等の生活行為の課題の解決等、状態の改善に導き、自立を促すこと」 ひいては「高齢者のQOLの向上」を目指します。										
内容	高齢者の生活の質の維持・向上を図るため、多職種の助言によって、生活上の課題を確認するとともに、医療・介護のサービスだけでなく、生活環境・生活習慣の改善や生活上の工夫、社会参加などを含めた具体的な支援策を検討する。 【アドバイザー】歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、介護支援専門員、生活支援コーディネーター等)										
事例提出者	市内の居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所の介護支援専門員の中から順に事例を提出する。(介護支援専門員すべてが公平に事例提出できるよう調整する予定である。) ただし、国が定める回数を超えるケアプランがある場合は優先する。										
事例の選定基準	次の(1)若しくは(2)の要件に該当する事例を対象とする。 (1) 要支援1・2、要介護1・2に該当し、介護支援専門員が対象ケースの自立支援（ケアプラン目標達成）のために多職種からの助言が必要と認めた事例 (2) 訪問介護における生活援助中心型サービスについて、利用者の自立支援・重度化防止や社会資源の有効活用等の観点から、国の定める回数を超えるケアプラン 【厚生労働大臣が定める回数（1月当たり）】 <table border="1"><tr><td>要介護1</td><td>要介護2</td><td>要介護3</td><td>要介護4</td><td>要介護5</td></tr><tr><td>27回</td><td>34回</td><td>43回</td><td>38回</td><td>31回</td></tr></table> ※上記に該当する場合は、事前に届出が必要ですのでご注意ください。 (提出期限：居宅サービス計画を作成または変更した月の翌月の末日)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	27回	34回	43回	38回	31回
要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5							
27回	34回	43回	38回	31回							

ケアプラン選定の考え方	<p>【好ましい事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門職の意見を聴き、高齢者の生活の質（QOL）の維持・向上につなげたい事例 整形疾患、生活不活発病が主体の事例 通所、訪問、福祉用具等複数サービスを利用している事例 生活機能の低下が予測される事例、低下を予防したい事例 違った視点で専門家のアドバイスを必要とする事例 <p>【好ましくない事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 困難事例（支援拒否、通常の支援では、日常生活が立ち行かない等） 福祉用具貸与サービスだけの事例 進行性疾患、認知症（判断能力がある程度ある方を除く。）、精神疾患が主体の事例
会議	<p>時間配分（13：30～15：30） アドバイザー打合せ 13：30～13：40 1事例目 13：40～14：30（50分） 2事例目 14：40～15：30（50分） 検証 15：30～15：50</p>
事例まとめ	<p>1事例ごとにまとめを行う。</p> <p>①課題の明確化（検討テーマ又は困りごと） ②長期・短期目標の確認（支援計画） ③目標を達成するための支援の優先順位 ④支援や対応（支援者や対応者）の確認 ⑤モニタリング方法の決定</p> 

2. 会議の流れ

- (1) 市は居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所（以下「計画作成者」という。）に会議出席依頼と事例選定、資料提出を依頼する。 6～7週間前
- (2) 計画作成者は事例を選定し、事例選定書を市に提出する。 5週間前
- (3) 市はサービス提供事業所に会議出席及び資料提出依頼をする。 4週間前
- (4) 計画作成者及び事業所は、市に資料提出する。 3週間前
- (5) 市からアドバイザーへ資料を送る。 2週間前
- (6) 会議当日に計画作成者、サービス提供事業所が出席し、説明する。
(助言者にききたいことシートをもとに説明・助言する。)
- (7) 市から会議議事録を高齢者お世話センター、介護支援専門員等に配布する。 2週間後
- (8) 会議終了後のモニタリングを実施する。 3か月後

お問い合わせは 阿南市保健福祉部地域共生推進課
高齢福祉係(0884-22-3440)